

平成25年度
分散型電源導入促進事業費補助金
(うち自家発電設備導入促進事業)

2次公募

公募要領

平成25年11月6日

みずほ情報総研株式会社

1. 交付の目的

電力需給が逼迫する可能性がある地域(北海道電力管内。以下「対象地域」という。)において、自家発電設備(コージェネレーションシステムにおける発電設備を含む)の新增設・増出力、休止・廃止設備の再稼働に対して、設備の導入補助や燃料費の補助を行うことにより電気の供給力を強化し、もって電力需給状況の安定化に資することを目的とする。

2. 交付の対象事業

対象地域において、電気事業法第三十八条第四項に定める自家用電気工作物のうち常用発電設備(以下「自家発電設備」という。)により、以下の事業を行うものであって、8. に定める交付要件等を満たすもの。

(1) 電気事業者へ電気を供給する事業

① 既存設備を増出力する場合

平成26年3月31日までに、1事業所内に設置済の自家発電設備の増出力を行うことで、1時間あたり合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)、電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

② 休止・廃止設備を再稼働する場合

平成26年3月31日までに、1事業所内で休止または廃止している自家発電設備を再稼働することで、1時間あたり合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)、電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

③ 新規設備(増設も含む。以下「新增設」という。)の稼働により電気を供給する場合

平成26年3月31日までに、1事業所内に新たに自らが自家発電設備を設置(増設する場合や休止している既存の自家発電設備を移設する場合も含む)することで、1時間あたり合計500kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)、電気事業の用に供するための電気を供給するもの。

(2) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

① 既存設備を増出力する場合

平成26年3月31日までに、1事業所内に設置済の自家発電設備の増出力を行うことで、1時間あたり合計20kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)稼働するもの(運転可能な状態も含む)。

② 休止・廃止設備を再稼働する場合

平成26年3月31日までに、自らが自家発電設備で発電した電気を自家消費する目的で、1事業所内で休止または廃止している自家発電設備を再稼働し、1時間あたり合計20kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)稼働するもの(運転可能な状態も含む)。

③ 自家発電設備を新增設する場合

平成26年3月31日までに、自らが自家発電設備で発電した電気を自家消費する目的で1事業所内で自家発電設備を新增設(休止している既存の自家発電設備を移設する場合、非常用の自家発電設備を常用に改修する場合も含む)し、1時間あたり合計20kW以上、一定時間以上(交付要件に定める)稼働するもの(運転可能な状態も含む)。

3. 交付対象事業者

上記2. の事業(電気事業法に定める卸電気事業、卸供給事業を除く)を行う民間団体等(共同申請者を含む)。ただし、経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件に該当している場合は除く。

4. 補助期間

交付決定日から平成26年3月31日まで

※なお、原則は交付決定日以降に発生した経費が補助対象であるが、公募開始日である平成25年10月15日以降で、かつ交付決定日より前に発生した経費(発注含む。)については、事務局により内容が適当と認められる場合は補助対象となる(平成25年10月15日より前の経費は補助対象外)。

5. 交付スキーム

事務局(みずほ情報総研株式会社) → 民間団体等

補助率(1/2以内又は1/3以内(上限:5億円))

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は以下のとおり。

表. 補助対象経費

事業	項目	内容
(1)電気事業者へ電気を供給する事業	燃料費	・電気事業者へ電気を供給するための発電に要した燃料費であって、別表1②に定めるもの
	設備工事費(設計費、設備費、工事費)	内燃力、汽力発電設備又は燃料電池であって以下に掲げる費用。 ・電気事業者へ電気を供給するために要した設備工事費(系統連系(逆潮設備など)にかかる設備工事費、計器類等) ・休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費(休止設備の再稼働のための点検・整備費、修繕・改造費等) ・新規設置、増出力のために要した設備工事費(新規(追加も含む)の発電機の取得費、設置費等) ・他の事業所からの自家発電設備の移設、設置費用 などの事業に必要な経費であって別表2の区分に応じた経費
(2)自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行	燃料費	・自家発電設備の新増設、再稼働、増出力する場合に、需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づきピークカットやその他需給逼迫時の稼働に要した燃料費であって、

う事業		別表1②に定めるもの
	設備工事費 (設計費、設備費、工事費)	<p>内燃力、汽力発電設備又は燃料電池であって以下に掲げる費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規設置、増設、増出力等に要した設備工事費(新規発電設備の取得費、設置費、系統連系(逆潮設備など)にかかる設備工事費等) ・他の事業所からの自家発電設備の移設、設置費等 ・休止、廃止設備の再稼働等のために必要な設備工事費(休止、廃止設備の再稼働のための点検・整備費、修繕・改造費等) <p>などの事業に必要な経費であって別表2の区分に応じた経費</p>

※1 発電に直接要する費用のみを補助対象とする。(例えば、コージェネレーションの蒸気配管等の発電に直接関係しない設備や予備交換部品、他の設備と共有する設備にかかる費用などは対象外)

※2 リース費用は補助対象とする(ただし、レンタル及び割賦販売に伴う費用は補助対象外)。

※3 稼働中の設備の同一管内での売買及び移設に係る費用は補助対象外とする。

別表1. 補助対象となる発電設備及び燃料費

①補助対象となる発電設備	内燃力、汽力発電設備、燃料電池であって以下に示すもの ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、コンバインドサイクル、蒸気タービン、燃料電池							
②補助対象となる燃料	①に定める発電設備に利用できる燃料(灯油、軽油、A重油、C重油、LPG、都市ガス(天然ガス)、LNG、石炭等)							
③補助対象経費	<p>交付決定においては、補助対象経費は以下の算定による。</p> <p>補助対象経費 = 1kWh 当たりの燃料使用量 × 増出力により増加する供給予定量 × 燃料単価</p> <p>なお、kWh 当たりの燃料使用量、燃料単価は以下のとおりとする。</p> <p>1. kWh 当たりの燃料使用量</p> <p>(1)ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガスタービン、コンバインドサイクルについては、以下の1kWh 当たりの燃料使用量とする。</p>							
	灯油 (l/kWh)	軽油 (l/kWh)	A重油 (l/kWh)	C重油 (l/kWh)	LPG (kg/kWh)	都市ガス (m ³ N/kWh)	LNG (kg/kWh)	
ディーゼルエンジン	0.25	0.25	0.24	0.22	—	—	—	
ガスエンジン	—	—	—	—	0.23	0.26	0.21	
ガスタービン	0.41	0.40	0.38	0.35	0.29	0.35	0.28	
コンバインドサイクル	0.23	0.22	0.22	—	0.17	0.20	0.16	

(備考)1kWh 当たりの燃料使用量=3.6÷発電端発電効率(%LHV)÷燃料別標準熱量
 燃料別標準熱量は総合エネルギー統計、発電効率はコージェネレーション総合マニュアル等の各メーカー仕様値から算定。

(2) 蒸気タービンについては以下の算定による。

1kWh 当たりの燃料使用量=3.6÷発電端発電効率(%LHV)÷燃料別標準熱量

なお、

発電端発電効率(%LHV)=ボイラー効率×タービン発電熱効率

燃料別標準熱量

灯油:34.87MJ/l、軽油:35.81MJ/l、A重油:37.14MJ/l、C重油:40.85MJ/l

LPG:46.99MJ/kg、都市ガス:40.32MJ/m³N、LNG:49.14MJ/kg、

石炭:25.7MJ/kg

また、蒸気タービンの構造等の理由により、上記算定が適当でない場合は、別の算定も認めることとし、その場合は別途算定根拠を提出すること。

(3) 燃料電池については以下の算定による。

1kWh 当たりの燃料使用量=3.6÷発電端発電効率(%LHV)÷燃料別標準熱量

なお、

発電端発電効率(%LHV)は各メーカー仕様値から算定し、

燃料別標準熱量は別途算定根拠を提出すること。

2. 燃料単価

灯油 (円/l)	軽油 (円/l)	A重油 (円/l)	C重油 (円/l)	LPG (円/kg)	都市ガス (天然ガス) (円/m ³ N)	LNG (円/kg)	石炭 (円/kg)
81	113	82	77	148	80	84	11

(備考)

・燃料単価については、各種公表資料より直近3ヶ月の平均で算定。

・上記燃料以外を用いた場合の単価は、使用する燃料の直近3ヶ月の平均を算定し、提出すること。

別表2. 補助対象経費の区分

燃料費	事業の実施に必要な発電に要する燃料費
設計費	事業の実施に必要な機械装置等の設計費・システム設計費
設備費	事業の実施に必要な機械装置等の購入、改修又は修繕等に要する経費(但し、当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
工事費	事業の実施に必要な機械装置等の運搬、据付、各種設備工事、調整等に要する経費、撤去工事(当該事業に必要な物の撤去に限る)に要する経費及び工事を行うために直接必要なその他諸経費

※なお、過剰設備、予備設備は対象外とする。

(注)補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下、消費税等という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになる。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するための規定となっている。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うこととする。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

7. 補助率

- ①中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業の場合※: 1/2以内
- ②上記①以外の場合: 1/3以内

なお、補助金は補助対象経費に補助率を乗じた額が5億円を超えない範囲とし、予算の範囲内において交付する。また、リースについては、使用者の企業規模相当の補助率とする。

(※)中小企業については、以下のような取扱いとする。

- ・複数により申請する場合は、構成される全ての申請者が①の中小企業の要件に該当しない場合は1/3以内の補助率とする。
- ・大企業から出資を受けている以下のいずれかに該当する「みなし大企業」の場合は、1/3以内の補助率とする。
 - ✓ 発行済株式の総数又は出資価額の総数の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合
 - ✓ 発行済株式の総数又は出資価額の総数の3分の2以上を大企業が所有している場合
 - ✓ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている場合

8. 交付要件

以下の要件に適合する場合に限り補助金を交付する。

(1) 電気事業者へ電気を供給する事業

- ① 平成26年3月31日までに、これまでの稼働実績※と比較して1時間あたり合計500kW以上の電気の供給を開始すること。ただし、交付決定後に、電力需給の状況等により申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合には、その事由について考慮する場合がある。
※平成22年12月から平成23年3月までの発電実績の平均とする。
- ② 運転開始後から平成26年3月31日までで、これまでの稼働実績と比較して1時間あたり合計500kW以上、1日8時間以上(8時から21時の間を含む)、最大限の日数で供給を行うこと。(電力需給の状況等によっては、必要となる供給時間、日数が変動する可能性がある)。ただし、交付決定後に、電力需給の状況等により申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合は、その事由について考慮する場合がある。
- ③ 電力会社との供給契約の締結がされている又は、運転開始までに供給契約の締結が確実であること。
- ④ これまでの稼働実績と比較して1時間あたり合計500kW以上の増出力、一日8時間以上の供給が可能であることを証明できること。
- ⑤ 電力会社への供給量(電力、電力量、供給時間、供給時間帯)、それに使用した燃料費について証明できること。
- ⑥ 国、地方自治体、団体等からの他の補助事業や委託事業と重複していないこと。
- ⑦ 発電機の設置場所が対象地域(北海道電力管内)であること。

(2) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

- ① 平成26年3月31日までに、これまでの稼働実績※と比較して合計20kW以上の自家発電設備を新增設、既存設備の増出力、休止設備の再稼働により、運転を開始すること。なお、常用発電設備であるが、補助事業期間において需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づきピークカットやその他需給逼迫時に稼働することを目的で設置するものについては、運転又は運転可能な状態とすること。ただし、交付決定後に、電力需給の状況等により申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合は、その事由について考慮する場合がある。
※平成22年12月から平成23年3月までの発電実績の平均とする。
- ② 運転開始後から平成26年3月31日までで、これまでの稼働実績と比較して1時間あたり合計20kW以上、1日4時間以上(8時から21時の間を含む)、最大限の日数での稼働を行うこと。なお、

常用発電設備であるが、補助事業期間において需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づきピークカットやその他需給逼迫時に稼働することを目的で設置するものについては、1時間あたり合計20kW以上、1日4時間以上(8時から21時の間を含む)の運転又は運転可能な状態とすること。ただし、交付決定後に、電力需給の状況等により申請者の責めを負わない合理的な理由が有る場合は、その事由について考慮する場合がある。

- ③ 新たな設備設置や休廃止設備の再稼働により新增設、増出力される発電機の出力がこれまでの稼働実績と比較して合計20kW以上となることを証明できること。
- ④ 発電量(電力、電力量、発電時間、発電時間帯)について証明できること。なお、需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づきピークカットやその他需給逼迫時に稼働することを目的で設置するものについては、需給調整契約等の締結(予定を含む)が確実であることを示すこと。
- ⑤ 需給調整契約等により稼働した場合の燃料費について証明できること。
- ⑥ 国、地方自治体、団体等からの他の補助事業や委託事業と重複していないこと。
- ⑦ 発電機の設置場所が対象地域(北海道電力管内)であること。

9. 公募の方法

みずほ情報総研のホームページ等を通じて補助金申請者に対して、一般公募を行う。

10. 公募期間

平成25年10月15日(火曜日)～~~11月5日(火曜日)~~ 17時(必着)
12月6日(金曜日)

11. 申請方法及び採択

(1) 申請方法

① 申請者

補助金の交付を希望する者(以下、申請者という)は、②で定める申請書類を作成し、みずほ情報総研に対して、公募期限までに申請すること。

(注意事項)

(i) リースを利用する場合は、リース事業者と設置者との連名による共同申請(代表者はリース事業者とする)とし、リース事業者は1申請について1社とする。

(ii) 設備のレンタル及び割賦契約については申請の対象外とする。

<受付期間> **平成25年10月15日(火曜日)～~~11月5日(火曜日)~~17時(必着)**
12月6日(金曜日)

<受付方法>

*事務局での受取が確認できる方法(簡易書留または宅配)によりお送りください。持参による提出は受け付けません。なお、一部の書式については、印刷したものの他に、電子媒体を電子メールによりお送りください。

*配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもってご発送ください。
*提出した応募書類に不備・過不足当があった場合、再提出となりますので、お早めにご提出ください。なお、締切時刻を過ぎた再提出は受付できませんので、ご注意ください。

<提出(郵送)先>

〒101-0047 東京都千代田区内神田2丁目15番9号 内神田282ビル7階

自家発補助金事務局 (みずほ情報総研株式会社)宛

TEL03-5289-7184

*封筒等の表面に「2次公募(延長後)応募書類在中」と朱記願います。

②申請書類

別紙の計画書(様式第1)に必要な事項を記載のうえ対象の事業別に以下の書類を正本2部を送付すること。なお、審査の過程において、追加資料の提出を求められることがある。

(i)電気事業者へ電気を供給する事業

- ・申請者の概要(資本金、株主構成、役員構成、従業員数、主たる業種)に関する書類
- ・発電設備の発電能力を証明する書類(カタログ、電気工作物の届出写しなど)
- ・電力供給(予定を含む)を証明する書類(供給契約書など)
- ・これまでの稼働実績が確認できる書類(運転管理日誌など)
- ・平成26年3月31日までに運転を開始し、これまでの稼働実績と比較して合計500kW以上の増出力等が可能であることを証明する書類(運転管理日誌など)
- ・運転開始後から平成26年3月31日までで、これまでの稼働実績と比較して1時間あたり合計500kW以上、1日8時間以上(8時から21時の間を含む)、最大限の日数の稼働を証明する書類(運転計画など)
- ・電力会社への供給量(電力、電力量、供給時間、供給時間帯)、それに使用した燃料費の管理に関する書類(運転管理体制など)

<電力供給するために設備工事費が必要な場合は以下の書類を添付すること>

- ・設備工事に必要な費用の積算の根拠資料(参考見積もりなど)
- ・設備工事の工事計画
- ・リースを利用する場合については以下の書類も提出
 - 対象設備に関する契約書(案)の写し
 - 契約金額に関する料金計算書(リース料から補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

(ii)自家消費の目的で自家発設備の設置等を行う事業

- ・申請者の概要(資本金、株主構成、役員構成、従業員数、主たる業種)に関する書類
- ・発電設備の発電能力を証明する書類(カタログ、電気工作物の届出写しなど)
- ・これまでの稼働実績が確認できる書類(運転管理日誌など)
- ・平成26年3月31日までに運転開始する、新增設の設備や休廃止設備の再稼働により増出力され

- ・発電設備の出力合計がこれまでの稼働実績と比較して20kW以上となることを証明する書類
- ・運転開始後から平成26年3月31日までで、これまでの稼働実績と比較して1時間あたり20kW以上、1日4時間以上(8時から21時の間を含む)、最大限の日数での稼働が可能であることを証明する書類(運転計画など)。なお、需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づきピークカットやその他需給逼迫時に稼働をするものについては、需給調整契約やその他電力会社からの個別の要請に基づき1時間あたり20kW以上、1日4時間以上(8時から21時の間を含む)、稼働することが可能であることを証明する書類
- ・発電量(電力、電力量、発電時間、発電時間帯)、需給調整契約等により稼働した場合に使用した燃料費の管理に関する書類(運転管理体制など)

<設備工事費が必要な場合は以下の書類を添付すること>

- ・設備工事に必要な費用の積算の根拠資料(参考見積もりなど)
- ・設備工事の工事計画
- ・リースを利用する場合については以下の書類も提出
 - 対象設備に関する契約書(案)の写し
 - 契約金額に関する料金計算書
 (リース料から補助金相当額が減額されていることを証明できる書類)

③留意事項

- ・提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。
- ・応募書類は返却しない。
- ・採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。
- ・応募書類等の作成費は補助対象経費に含まれない。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(2)採択

①採択の方法

有識者による審査委員会を開催し、以下の評価基準に基づく審査を経て採択を行う。

(i)電気事業者へ電気を供給する事業

- ・上記8. 交付要件のすべての要件に適合しているか。
- ・冬期のピーク需要時間帯など電力系統への電気の供給が必要な場合に確実に供給できるか。
- ・電力需給対策の取組として効果的な内容か。
- ・稼働日数は操業状況に応じて可能な限り見込まれているか。
- ・補助金によりどの程度の供給力の増加が見込まれるか。
- ・補助金による費用対効果や環境性は十分に期待できるか。
- ・電力会社への電気の供給量や使用した燃料量について確実に管理、証明が出来るか。
- ・新增設、休廃止設備の再稼働等にかかる設備設置費、修繕費は事業の実施に十分であり、かつ経済性が認められるか。

(ii) 自家消費の目的で自家発電設備の設置等を行う事業

- ・上記8. 交付要件のすべての要件に適合しているか。
- ・冬期のピーク需要時間帯など需要抑制が必要な場合に確実に運転できるか。
- ・電力需給対策の取組として効果的な内容か。
- ・稼働日数は操業状況に応じて可能な限り見込まれているか。
- ・補助金によりどの程度の自家消費への供給力の増加やピークカットの効果等が見込まれるか。
- ・補助金による費用対効果や環境性は十分に期待できるか。
- ・発電実績について確実に管理、証明できる体制か。
- ・新增設、休廃止設備の再稼働等にかかる設備設置費、修繕費は事業の実施に十分であり、かつ経済性が認められるか。
- ・自家発電設備を設置、稼働することにより、生産活動の維持などの経済的な効果が期待され、産業政策的意義があるか。

②結果の通知

採択の結果については、みずほ情報総研ホームページに掲載する。採択者は、交付規定に基づき、補助金交付の係る手続きを速やかに行うこととする。

※なお、個別の採択結果に関する問い合わせには応じない。

12. その他

- ① 補助金の支払いは、事業終了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなる。
- ② 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければならない。
- ③ 補助事業者は、事務局が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければならない。
- ④ 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を事務局に提出しなければならない。
- ⑤ 補助事業の進捗状況確認のため、中間検査に入ることがある。
- ⑥ 補助事業終了後の補助金額の確定にあたり、補助対象設備や帳簿類が確認できない場合については、当該費用については補助対象外となる。
- ⑦ 交付額の確定については、燃料費の場合は燃料の使用量、購入金額の実績額と交付決定額のどちらか低い金額が交付額となる。設備工事費についても、交付決定額と実績額とでどちらか低い金額が交付額となる。
- ⑧ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号、以下、適正化法とする)等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付決定の取消・返還命令(加算金の徴収を含む)、不正の内容の公表等を行うことがある。
- ⑨ 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)した日の属する会計年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に

供せるよう保存しておかなければならない。

- ⑩ 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければならない。
- ⑪ 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上(税抜き)のものについては、適正化法第22条に定める期間においては、処分(補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること)はできない。ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能であるが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付(納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度。)しなければならない。
- ⑫ 経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものが対象となる。なお、公募開始日である平成25年10月15日以降で交付決定日より前に発生した経費(発注含む。)については、事前着手申請により内容が適当と認められる場合は補助対象となる。(平成25年10月15日より前の経費は補助対象外)
- ⑬ 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがある。
- ⑭ 自社調達又は100%子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければならない。
- ⑮ 補助事業者は「電気事業法」(昭和39年法律第170号)の保安上の基準を十分に理解し、遵守すること。

13. 問い合わせ先

自家発補助金事務局 (みずほ情報総研株式会社)

TEL03-5289-7184 お問い合わせ時間 10:00～17:00 (ただし、12:00～13:00を除く)

